同志社大学大学院司法研究科

2014年度秋学期末試験問題

科目名：△国際動産取引法

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：2月18日（水）5講時，KMB204

日本に主たる営業所を有する日本法人Sは、その本店において、甲国のみに営業所を有する甲国法人Bとの間で、一定量の石炭をBに売り渡す契約(本件売買契約)を締結した。本件売買契約は、CIF条件により締結され、乙国の港を船積港として、甲国の港を仕向港として指定するとともに、代金の支払いは信用状によることを約している。

Bは、本件売買契約に従い、甲国法人で甲国のみに営業所を有する銀行Gの本店において、Gに信用状発行を依頼し、両者間に信用状発行契約(本件発行契約)が締結された。Gは、本件発行契約に従って、「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例２００７年改訂版」(UCP600)に準拠する信用状(本件信用状)を発行し、日本法人で日本のみに営業所を有する銀行Nの本店を通じてSに通知した。本件信用状は、Nの本店をその利用先として記載している。

他方、Sは、日本法人で日本に主たる営業所を有する船会社Cの乙国営業所において、本件売買契約で指定された船積港から仕向港までの運送をCに依頼し、Cとの間で運送契約(本件運送契約)を締結した。そして、Cの所有船上に、石炭ではなく石を船積し、Cから船荷証券(本件船荷証券)の発行を受けた。Cは、石が船積されたことに気付いたが、本件船荷証券には、不知約款および不知文言が事前に印刷された書式を用い、運送品の種類として、Sの書面による通告のままに「石炭」と記載した。そして、「Cは、本件運送契約上の一切の責任を負わない」との条項(本件免責条項)をSの同意を得て本件運送契約に挿入し、本件船荷証券の裏面に印刷されている運送契約約款を本件運送契約に合わせて修正した。Sは、その乙国の営業所がCとの上記やり取りに携わった。

Sは、Gに対して、Nの本店を通じて本件船荷証券を含む書類を呈示し、本件信用状に係る支払いを求めた。以上の事実関係の下で、以下の独立した各問いに答えよ。

(1) Gは、「Sが石を船積した」との目撃情報を得て、本件信用状に係る支払いを拒絶した。Sは、Gを相手取って日本で訴えを提起し、本件信用状に係る支払いを請求した。

(i) 本件訴えについて、日本に国際裁判管轄権が認められるか。(期末試験総点80点中15点)

(ii) 本件訴えが適法であると仮定する。Sは、信用状は、UCP600の下で原因関係から独立しており、原因契約の履行とは無関係に支払われなければならないと主張している。これに対し、Gは、本件のような詐欺の場合には、信用状独立の原則の例外が認められると主張している。本件信用状に係る支払債務の準拠法は、何国法か。なお、本件信用状および本件発行契約には、準拠法条項は含まれていない。(期末試験総点80点中15点)

(2) GはSに対して本件信用状に係る支払いを行い、Bはそれに対してGに補償した。石の引渡しを受けたBは、Sに対して、本件売買契約違反に基づく損害賠償請求訴訟を日本で提起した。本件請求に「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(CISG)が適用されるか。なお、甲国および乙国は、ともにCISGの締約国ではない。また、本件売買契約には、準拠法条項は含まれていない。(期末試験総点80点中15点)

(3) GはSに対して本件信用状に係る支払いを行い、Bはそれに対してGに補償した。石の引渡しを受けたBは、Sの代表者Rに対して、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を日本で提起した。本件売買契約の書面には、「本契約から生ずるすべての紛争は甲国を仲裁地とする仲裁により解決するものとする」という条項(本件仲裁条項)が含まれている。Rは本件仲裁条項を援用して、訴えの却下を申し立てた。これに対して、Bは、本件仲裁条項の射程は本件訴えには及ばないと主張し、争っている。裁判所は、本件訴えを却下しなければならないか。なお、本件売買契約にも、本件仲裁合意にも、準拠法条項はない。また、本件仲裁条項の射程は、日本法の下では本件訴えに及ばないのに対して、甲国法の下では本件訴えに及ぶものとする。(期末試験総点80点中15点)

(4) GはSに対して本件信用状に係る支払いを行い、Bはそれに対してGに補償した。石の引渡しを受けたBは、Cに対して、本件運送契約違反に基づく損害賠償請求訴訟を日本で提起した。本件運送契約上の地位が、準拠法上、SからBに移転しているものとして、以下の各問いに答えよ。なお、本件運送契約には、乙国法を選択する準拠法条項が含まれており、本件免責条項は乙国法の下では有効であるものとする。

(i) 本件訴えが適法であると仮定する。本件免責条項は有効か論ぜよ。(期末試験総点80点中10点)

(ii) 本件運送契約の書面に「本契約から生じる一切の紛争についての裁判管轄権は、乙国の裁判所に専属する」との条項(本件管轄条項)が含まれているとする。本件訴えについて、日本に国際裁判管轄権が認められるか。なお、乙国の裁判所では、本件免責合意が有効と判断されることが分かっているものとする。(期末試験総点80点中10点)